

**i** 法務局からのお知らせ

**令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます！**

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます（※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される場合があります。）。

所有者が亡くなったのに相続登記がされないために、登記簿を見ても持ち主が分からず、公共事業や災害の復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取引も進められないといった問題が生じています。

そこで、所有者不明土地問題を解決するため、相続登記の義務化など、様々な制度がスタートします。

詳しくは、那覇地方法務局宮古島支局にお問い合わせください。



**農地所有者を対象にアンケートを実施しております**

宮古島市農業委員会では、農地利用の「地域計画」作成に向けアンケート調査を実施しております。農地を所有している方を対象に、農業委員や農地利用最適化推進委員がお宅を訪問し、今後の農地利用の意向を確認しますのでご協力をお願いします。アンケートは、集落ごとの地域農業の将来方針を決める「地域計画」作成に利用されます。

対象：宮古島の農地を所有している方  
時期：令和5年9月～令和6年6月頃まで

宮古島市農業委員会 ☎ 79-7811  
宮古島市農政課 ☎ 79-7813

**宮古地区就農青年クラブ連絡協議会新規会員募集**

宮古地区就農青年クラブ連絡協議会では、青年農業者の農業生産技術向上と仲間づくりを目的に、研修会や交流会の開催、地域イベントへの参加、食育活動等に積極的に取り組んでいます。下記のとおり新規会員を募集中ですので、クラブ活動に興味のある方は気軽にお問い合わせください。

【入会条件】年齢は概ね40才以下で、農業を始めたばかり、農業を始めたい方  
【年会費】3,000円

宮古地区就農青年クラブ連絡協議会事務局  
沖縄県宮古農林水産振興センター農業改良普及課 ☎ 72-3149

**i** 税務課資産税調査係からのお知らせ

**相続人代表者指定届について**

賦課期日（1月1日）以降に所有者の方が亡くなられた場合、税に関する書類を代表して受領する方（以下「代表者」といいます。）を相続人の中から指定して頂くことができます（地方税法第9条の2）。

代表者を指定する場合は、相続人のみなさまにてご確認の上、「**相続人代表者指定届**（兼固定資産現所有者申告書）」のご提出をお願いいたします。※書類は、市HPからのダウンロード、税務課でのお渡しも可能です。

**固定資産現所有者申告について**

所有者の方が亡くなられた場合、固定資産現所有者（以下「相続人」といいます。）の方がその納税義務を承継することとなります（地方税法第9条）。

同法第384条の3及び宮古島市税条例第74条の3の規定により、「**相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書**」のご提出をお願いいたします。

※書類は、市HPからのダウンロード、税務課でのお渡しも可能です。

**固定資産の使用者課税について**

固定資産の所有者の存在が不明である場合、その使用者に対して固定資産税を課することができます（地方税法第343条第5項）。

当該固定資産の使用者を確認するために、固定資産使用状況のご確認について、使用者又は関係者に情報提供をお願いすることがあります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

**固定資産納税通知書及び納付書送付について**

所有者の方が亡くなられた場合、固定資産現所有者（以下「相続人」といいます。）の方がその納税義務を承継することとなります（地方税法第9条）。

本市が所有者の方の賦課期日までの死亡を知り、かつ、賦課期日までに不動産の相続登記が完了していない場合は、相続人全員に納税通知書を送付することとなります（地方税法第9条第4項）。

納付書につきましては、相続人代表者指定届にて届出があった代表者又は本市で定めた相続人に同封しますので、相続人でご確認の上納付をお願いいたします。

なお、本市の相続人調査状況により、相続人のうちの一部の方への送付（納期限2期（7月31日）以降での送付含む。）となる場合がありますので、ご了承ください。

税務課 資産税調査係 ☎ 72-3751（内線2448、2451）

**市・県民税の申告はお早めに！！**  
**申告期間：令和6年2月1日（木）～3月15日（金）**

- 申告が必要な方
    - ・給与以外に営業、農業、漁業、畜産、不動産、配当など所得があった方
    - ・年末調整をしていない方
    - ・勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されていない方
    - ・扶養親族や社会保険料など控除の追加がある方
    - ・遺族年金や障害年金のみを受給していた方
    - ・雇用保険のみを受給していた方
    - ・県営、市営団地居住者で、令和6年10月1日現在16歳以上になる方
    - ・収入がなかった方
  - 申告の必要がない方
    - ・税務署で確定申告をされる方
    - ・収入が給与のみで、勤務先が市役所へ「年末調整された」給与支払報告書を提出された方（年末調整がされていない、勤務先が市役所へ給与支払報告書を提出していない場合は、申告が必要です）
    - ・収入が公的年金のみで、148万円以下の方（ただし、別途所得がある場合は、申告が必要です）
    - ・生活保護受給者（ただし、所得がある場合は申告が必要です）
  - 申告に必要なもの
    - 完成された申告用紙（未記入や未完成の申告用紙をお持ちの場合は、下記の○に該当する書類をお持ちください。）
    - 収入を証明できるもの
      - ・給与、年金の方：源泉徴収票または給与支払者の証明書など
      - ・事業所得の方：帳簿や各種領収書などの収入や必要経費が確認できるもの
    - 所得から控除できる金額が確認できるもの（以下、一例です）
      - ・保険料控除を受ける方：国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料などの領収書や支払証明書
      - ・医療費控除を受ける方：自身で記入した医療費控除の明細書（内訳書）
      - ・障害者控除を受ける方：障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
      - ・寄附金控除を受ける方：寄附金の領収書
- ※総合庁舎および各申告会場での申告が難しい場合、郵送での提出を推奨しています。  
※対象地区は目安ですので、3月15日（金）までの実施日内のご都合の良い日程において、対応する申告会場にお越しください。  
※感染症等対策のため、マスクの着用をお願いします。また、発熱（37.5℃以上）時の来庁はお控えいただくようお願いします。

**1月下旬以降、順次申告書を発送します。**  
**申告が必要な方で申告用紙が届いていない方は税務課市民税係（☎72-3751）までお問い合わせください。**  
令和6年度市・県民税申告受付日程表 場所：宮古島市役所総合庁舎（2月15日以降）および各申告会場

実施日	夜間/休日	対象地区	場所	受付時間	実施日	夜間/休日	対象地区	場所	受付時間
2月1日（木）		城辺地区	城辺庁舎	【午前】 9:00～11:45	3月1日（金）		全地区	宮古島市役所総合庁舎 1階ロビー	【午前】 9:00～11:45 【午後】 13:00～17:00 【夜間窓口】 22:1・22:3・3 3:8・3:14 17:30～19:30 【休日窓口】 2:18・3:10 9:00～15:00
2月2日（金）		城辺地区	城辺庁舎						
2月5日（月）		下地地区	下地保健センター	【午後】 13:00～17:00	3月4日（月）				
2月6日（火）		下地地区	下地保健センター						
2月7日（水）		伊良部地区	伊良部公民館 伊良部中公民館	【夜間窓口】 22:1・22:3・3 3:8・3:14 17:30～19:30	3月5日（火）	夜間窓口実施			
2月8日（木）		伊良部地区	伊良部公民館 伊良部中公民館						
2月9日（金）		上野地区	上野庁舎	【休日窓口】 2:18・3:10 9:00～15:00	3月6日（水）				
2月13日（火）		上野地区	上野庁舎						
2月14日（水）		準備日（受付中止）			3月7日（木）	休日窓口実施			
2月15日（木）		全地区	宮古島市役所総合庁舎 1階ロビー	【午前】 9:00～11:45 【午後】 13:00～17:00 【夜間窓口】 22:1・22:3・3 3:8・3:14 17:30～19:30	3月8日（金）	夜間窓口実施			
2月16日（金）					3月9日（土）	休日窓口実施			
2月18日（日）	休日窓口実施				3月10日（日）	休日窓口実施			
2月19日（月）					3月11日（月）				
2月20日（火）					3月12日（火）				
2月21日（水）	夜間窓口実施				3月13日（水）				
2月22日（木）					3月14日（木）	夜間窓口実施			
2月26日（月）					3月15日（金）				
2月27日（火）									
2月28日（水）									
2月29日（木）	夜間窓口実施								

※対象地区は目安ですので、ご都合の良い日程において実施日に対応する申告場所にお越しください。  
ご予約等は不要です。  
※平日お忙しい方は、下記の通り休日・夜間申告をご利用ください。

休日申告	夜間申告
2月18日（日）、3月10日（日）	2月21日（水）、2月29日（日）、3月5日（火）、3月8日（金）、3月14日（木）
会場：宮古島市役所総合庁舎 1階ロビー 受付時間：9:00～15:00	会場：宮古島市役所総合庁舎 1階ロビー 受付時間：17:30～19:30

税務課市民税係 ☎ 72-3751